

2 関連事業者等向け

対象

- ① 県内に事業所を有し、県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある中堅企業、中小企業等又は個人事業主
- ② 県内に事業所を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中堅企業、中小企業等又は個人事業主

要件：県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、本年1月と2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少していること など

※（創業間もない事業者を除き）令和2年1月と2月を含む期間の確定申告書が必要

支給額 1事業者当たり20万円（上限）

制度の詳細や申請受付時期などは、現在、検討中